

平成 19 年 8 月 20 日

大王製紙株式会社

三島工場の遵法状況の点検結果について

大気汚染防止法に係る窒素酸化物（NO_x）、硫黄酸化物（SO_x）に関するボイラの法令遵守状況を社内にポイントシステムを設置して、自主点検を実施し、7月25日問題の無いことを関係当局へ中間報告としてご報告いたしました。

その後、引き続いて大気汚染防止法（ばいじん）、電気事業法及び工場の生産活動に係る水質汚濁防止法などの関係法令・条例に対する遵法状況を過去3年間調査する過程で、以下の法令違反が判明しましたのでご報告いたします。

今回判明した法令違反につきまして、地域の皆様をはじめ、関係当局の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 報告データの書き換え（改ざん）について

三島工場8号ボイラ（予備機、平成17年12月以降休止中）において、次のような排出基準値・協定値に対する違反、データ書き換えがありました。

設備名	対象物質	排出基準値 (g/m ³ N)	協定値 (g/m ³ N)		測定値 (g/m ³ N)	
			県	市	平成 17 年	
					5 月	9 月
8号ボイラ (予備機)	ばいじん	0.18	0.145	0.15	0.180	0.498

註)平成17年9月の測定値は、同ボイラ停止作業中のものでした。

- 同ボイラは常用ボイラの定期検査及び定期修理時のバックアップ用として、過去3年間で延べ約15日間（7回運転、最短31.5時間、最長85.5時間）運転していますが、平成17年12月以降休止しています。
- 平成16年7月以降17年11月迄の17ヶ月間で5回関係当局に「ばい煙排出月報」を提出していましたが、この内2回は排出基準値を超過したデータを県との協定値未満の数値に書き換えて提出していたことが判明しました。
また、3回は測定せずに同協定値未満の数値を記載して報告していました。
- なお、報告値を上表のばいじん測定値に修正して三島工場のばいじん総排出量を試算した結果、ばいじん総排出量の届出値に対する超過はありませんでした。

2. 自動測定記録紙のデータ書き換え（改ざん）について

三島工場 11 号、15 号、20 号ボイラーの 3 基で、平成 17 年 10 月以前において、窒素酸化物（NO_x）が瞬間的に基準値を超過しそうになった時、自動測定記録紙への記録中断操作を行い、安定後データの書き換え（書き込み）が行われていた事実が判明しました。

平成 17 年 6 月より尿素添加設備の工事を行い、平成 17 年 11 月より尿素水を噴霧することで基準値内での安定した操業ができるように改善を完了しており、その後は、記録中断操作が実施されていないことを確認しております。

3. ボイラー運転時の維持管理技術基準違反について

三島工場 11 号、15 号、20 号ボイラーにおいて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められたスラッジ焼却時の燃焼温度（800 以上）、排ガス中の一酸化炭素（CO）濃度（100ppm 以下）の維持管理基準値外で操業していたことが判明しました。

設備名	過去 3 年間の 運転時間（時間）	基準外れ率（％）	
		燃焼温度	CO 濃度
11 号ボイラー	25,006	54.5	67.1
15 号ボイラー	24,903	22.8	25.4
20 号ボイラー	24,653	2.1	18.4

註）自動測定記録紙・日報の欠落もあり、調査できた期間における比率で示しました。

上記ボイラー 3 基は、主燃料であるスラッジの供給量に追従した運転を行っていたため燃焼温度、CO 濃度が運転維持管理基準値を外れていました。

現在は、主燃料の供給量を安定させる運転方法に変更することで、燃焼温度、CO 濃度は基準内で安定操業しています。

4. 法定手続き及び報告義務違反について

三島工場 11 号・15 号ボイラーにおいて、申請手続きを経ず、定格以上の蒸発量で運転していたことが判明しました。

現在は、上記ボイラー 2 基とも定格値内で正常に運転しています。

一方、ボイラー停止に至る耐圧部の機械的なトラブル発生時、電気事業法に基づいた関係当局への報告が一部できていませんでした。今後は、運転操業に係わらない管理部門が主管して報告するように改めると共に過去に遡って事故の内容を報告する予定です。

5. 改善対策

法令遵守が地域社会との共生における重要な絆として、環境保全活動に鋭意取り組んで参りましたが、今回の排出基準値・協定値の超過及びデータの不正があったことを重ねてお詫び申し上げます。

今後、関係当局のご指導を仰ぎながら、再びこのような事態が生じないように社内のITシステムの改善、社員一人ひとりへの遵守すべき法令の再教育、社外の分析機関による測定監査導入等に全力で取り組み、社内の自発的な意思によって法令を遵守する体制を築き上げます。

なお、水質汚濁防止法など関係法令・条例の遵法状況については、一部を残して調査が完了しており、現時点で違反の無いことを確認しております。

また、可児工場については、大気汚染防止法（電気事業法）に係わる関係当局の立入りによる調査が行われ問題無いことを確認しております。